

公募公告

当局が管理する秋田合同庁舎の指定する場所において、有償による使用許可を受け、福利厚生施設として清涼飲料水の自動販売機を設置し、その運営管理を行う方を募集します。応募しようとする方は、以下の要領により企画提案書を提出してください。

令和7年12月15日

法務省所管国有財産部局長

秋田地方法務局長 成田 洋

1 公募に付する事項

(1) 件名

秋田合同庁舎における使用許可（清涼飲料水の自動販売機設置及び維持管理
運營業務一式）の相手方の選定

(2) 使用許可をする場所及び募集台数

別紙のとおり

(3) 募集者数 1 者（社）

(4) 設置期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 募集の趣旨

職員、来庁者及び施設の利用者等の福利厚生を目的として、秋田合同庁舎の指定する場所の使用許可を受け、清涼飲料水の自動販売機を設置し、その運営管理を行う方（法人、個人を問わない。）を広く募集し、募集された方の中から、提

出された企画提案書及び応募者の提示する国有財産使用料の金額（以下「提案使用料」という。）を総合的に評価することにより、相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、清涼飲料水の自動販売機を設置し、販売する。

また、別紙において指定した場所には、ビン、缶、ペットボトル等の分別ゴミ箱を設置し、同ゴミ箱に投入されたゴミは回収しなければならない。

なお、企画提案募集要領を参照すること。

4 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1番3号

秋田合同庁舎 3階

秋田地方法務局会計課施設係 担当 橋本

電話番号 018-862-1128（直通）

FAX番号 018-888-1387

ウ 交付方法

イにおいて無料で交付する。なお、郵送による交付を希望する場合は、イ宛てに、送付先の住所・氏名を記載し、簡易書留郵便料金（５３０円）の切手を貼付した封筒（レターパックプラス可）を郵送（簡易書留郵便に限る。令和８年１月９日（金）必着）すること。

なお、交付を受ける場合は、担当者の名刺等を持参又は郵送の場合は、担当者の名刺等を同封すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期限

令和８年１月２０日（火）午後５時まで

イ 提出場所

(1)イと同じ。

ウ 提出方法

(1)イに持参又は郵送（アの期限必着）により提出すること。

エ 提出部数 １部

5 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面により持参、郵送等により提出すること。

ア 提出期限

令和８年１月１３日（火）午後５時まで

イ 提出場所

4 (1)イと同じ。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答方法

令和8年1月19日（月）までに書面等により行う。

イ その他

期限までに提出されなかった質問についての回答は行わない。

また、質問の内容により公募の公平性を損なうおそれがあるときは、本件企画提案募集要領を受領した全員に対し、その質問内容及び回答を周知するものとする。

なお、質問の内容によっては、公募手続の公平、公正性の確保の観点から回答できない場合がある。

6 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 経営の状況又は信用が著しく悪化していないと認められる者であり、かつ、福利厚生施設の営業及び管理について適正な履行が確保される者であること。

ウ 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

ケ 暴力団又は暴力団員及びオからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

コ 4 (1)により企画提案募集要領の交付を受けていること。

(2) 応募者は(1)エからケまでの要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することのない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)エからケまでの当該要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消しをされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記4 (2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について

て、企画提案募集要領で定めた要件を満たした内容となっているか審査した後、要件を満たしていると認められた応募者の企画提案書及び提案使用料を審査採点し、総合得点の最も高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

ただし、提案金額が、財務省通達「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（S 3 3. 1. 7 蔵菅第 1 号。以下、「蔵菅 1 号通達」という。）別添第 2 節「使用料予定価格算定基準」に基づき、秋田地方法務局が定める国有財産使用料の最低価格（以下「最低使用料」という。）に達しない場合は、当該応募者は非選定とする。

なお、総合得点の最も高い応募者が複数存在する場合には、提案使用料の高い応募者とする。

- (5) いずれの応募者も提案使用料が最低使用料に達しない場合は、総合得点の高い応募者から順に、最低使用料の金額以上の提案金額が提示可能であるかの交渉を行う。
- (6) (5) の手続によっても、いずれの応募者の提案使用料が最低使用料に達しない場合は、本件公募手続を打ち切る。
- (7) 国有財産使用料の金額は、提案使用料に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。令和 9 年度以降については、最低使用料が提案金額を上回った場合には、原則として、最低使用料に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が国有財産使用料の金額となる。
- (8) 選定結果（再提案の場合を除く。）については、担当部署から各応募者に対して令和 8 年 2 月 1 0 日（火）までに連絡する。
- (9) 詳細は、企画提案募集要領を参照すること。

7 自動販売機設置予定場所の現場調査について

自動販売機設置予定場所において、現場調査を希望する場合は、電話等適宜の方法で、希望日時の2日前までに、会計課施設係宛てに連絡し、担当者の了承を得てから行うこと。

現場調査については、12月15日（月）から令和8年1月13日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、現場調査で発生した費用は、応募者の負担とする。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 施設事情等により、使用許可を取り消す場合がある。

別紙

使用許可をする場所及び募集台数

設 置 場 所	設置可能面積	ゴミ箱 設置可能面積	設置台数
秋田県秋田市山王七丁目 1 番 3 号 秋田合同庁舎 1 階出入口	各 0. 9 m ² 内	0. 9 m ² 内	2